

浦安市訓令第7号
浦安市情報セキュリティ規程

平成24年6月22日

訓令第7号

改正 平成28年5月30日訓令第5号

平成30年5月22日訓令第9号

(目的)

第1条 この規程は、本市が実施する情報セキュリティに係る対策について必要な事項を定めることにより、本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、もって個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。）の保護に資するとともに、行政の信頼性を確保することを目的とする。

（平30訓令9・一部改正）

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (2) 情報 ネットワーク及び情報システムで取り扱う入出力データをいう。
- (3) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスすることができる状態を確保することをいう。
- (4) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (5) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスすることができる状態を確保することをいう。

- (6) 情報資産 情報、情報システム及び情報システムの仕様書、ネットワーク図等のシステム構成を表す書類をいう。
- (7) ネットワーク 複数のコンピュータを相互に接続するための通信網及びその構成機器をいう。
- (8) 情報システム パソコン等、ソフトウェア、ネットワーク及び電磁的記録媒体を用いて情報処理を行うための仕組みをいう。
- (9) パソコン等 次のいずれかに該当するコンピュータをいう。
 - ア サーバ（利用者に対して、特定の機能及び保有するデータを提供するコンピュータをいう。）
 - イ 各課パソコン（総務部情報政策課長が、各課に設置したパーソナルコンピュータをいう。）
 - ウ 職員用シンクライアント（総務部情報政策課長が管理し、各職員が使用する、ハードディスクを内蔵しないパーソナルコンピュータをいう。）
 - エ 職員用タブレット型端末（総務部情報政策課長が管理し、各職員が使用するタブレット型のパーソナルコンピュータをいう。）
 - オ 独自導入パソコン（アからエまでに掲げるもののほか、各課が独自に導入し、及び管理するパーソナルコンピュータをいう。）

（平28訓令5・一部改正）

（対象とする脅威及び情報セキュリティ対策の実施）

第3条 市長は、情報資産に対する脅威として、次の脅威を想定し、情報セキュリティに係る対策を実施するものとする。

- (1) 不正アクセス、ウィルス攻撃、サービス不能攻撃（ネットワークに接続されたコンピュータに、過剰な負荷をかけて、サービスを提供することをできなくする攻撃をいう。）等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、搾取等
- (2) プログラム上の欠陥、誤操作、故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の消去、情報へのア

クセスの不能等

(平28訓令5・一部改正)

(情報セキュリティ対策事項)

第4条 前条の情報セキュリティに係る対策は、次のとおりとする。

- (1) 情報セキュリティ管理体制 情報セキュリティに係る対策を推進するための体制及び役割を確立すること。
- (2) 情報資産の分類及び管理 本市の保有する情報資産を、機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき管理すること。
- (3) 人的セキュリティ対策 情報セキュリティに関し、職員等の遵守事項を定めるとともに、情報資産に対する事故等が発生した場合の対処等の人的な対策を講じること。
- (4) 物理的セキュリティ対策 サーバの設置、保守、修理及び廃棄、入退室管理等に関し物理的な対策を講じること。
- (5) 技術的セキュリティ対策 サーバ及びネットワークの情報セキュリティに係る設定及び管理、アクセスの制御、不正なプログラムに係る対策等の技術的な対策を講じること。
- (6) 開発、保守等におけるセキュリティ対策 情報セキュリティ対策管理台帳の作成、情報システムの監視等の開発、保守等における対策を講じること。

(情報セキュリティ対策基準の策定等)

第5条 市長は、第3条の情報セキュリティに係る対策を実施するため、遵守事項、判断基準等を定めた情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を策定するものとする。

2 情報セキュリティ対策の基本的な考え方を示す、この規程及び対策基準を併せて、情報セキュリティポリシーと称する。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第6条 市長は、対策基準に基づき、具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を策定するものとする。

る。

（職員の遵守義務）

第7条 職員（会計年度職員を含む。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって対策基準及び実施手順を遵守しなければならない。

（対策基準及び実施手順の非公開）

第8条 対策基準及び実施手順は、情報公開条例（平成13年条例第3号）第7条第4号及び第6号に掲げる情報が記録されている部分については、非公開とする。

（情報セキュリティに係る監査及び自己点検の実施）

第9条 対策基準及び実施手順の遵守状況及び実効性を検証するため、定期的に情報セキュリティに係る監査及び自己点検を実施するものとする。

2 情報セキュリティに係る監査及び自己点検の結果、対策基準及び実施手順の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要となった場合は、その内容の見直しを行うものとする。

附 則

この訓令は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成28年5月30日訓令5号）

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成30年5月22日訓令9号）

この訓令は、公示の日から施行する。